

感染症治癒連絡票

さいたま市立新開小学校長 様

下記のとおり、医療機関で診断されましたので、本日より登校させます。

年 組 児童名	
感染症名	
発症した日	※インフルエンザの場合は、発熱等の症状が出た日 年 月 日 ()
登校可能日	※医師に登校可能と言われた日 年 月 日 ()
受診医療機関名	
連絡事項等	
上記のとおり報告いたします。 年 月 日 保護者名 _____ 印	

※この用紙は、医師から診断されたとおりに、保護者の方が記入・押印し、登校する日に担任へ提出してください。

※感染症名や出席停止期間の詳細については、裏面をご参照ください。
インフルエンザについては、裏面で登校可能日を確認することができます。

学校において予防すべき主な感染症

	感染症名	出席停止の期間
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がか皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	細菌性赤痢	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
その他の感染症	溶連菌感染症	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	
手足口病		

※上記のその他の感染症は一例です

<インフルエンザの出席停止期間> 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※ 発症日(0日目)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様の症状(38度程度の発熱)が始まった日のことです。

インフルエンザと診断されましたら、下の表に記入して登校可能日をご確認ください。

